三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎 4 階全員協議会室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画について

議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 3号 事業計画変更承認申請について

議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見につい

7

議第 7号 三条市環境審議会委員の推薦について

議第 8号 三条市農政対策協議会委員の推薦について

議第 9号 三条市農業再生協議会等委員の推薦について

報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農政対策部会の結果報告について

報第 3号 基盤強化法の解約通知について

報第 4号 作付変更届

報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

大 桃 伸 之 委員 2番 鶴 巻 純 一 委員 1番 栄 委員 井 善一郎 委員 3番 清 水 4番 村 委員 譽 委員 5番 熊 倉 睦 6番 捧 7番 [h] 部 真佐雄 委員 8番 刈 屋 一 夫 委員 委員 子 純 委員 9番 佐 藤 満 10番 金 11番 内 山 委員 12番 大 竹 一 雄 委員 清 俊樹 委員 委員 13番 鶴 巻 15番 山ノ内 正 16番 大 竹 正 信 委員 17番 廣川哲 委員 也 邉 委員 18番 \mathbf{H} 稔 19番 五十嵐 俊 雄 委員 20番 坂 井 和 弘 委員 21番 阿 部 銀次郎 委員 22番 野 水 敏 秋 委員 23番 野 﨑 文 夫 委員

24番 嘉 藤 太加雄 委員 25番 佐藤裕雄委員 26番 阿 部 新一郎 委員 27番 星 野 英 治 委員 28番 藤 田 吉 則 委員 29番 渡 邉 一 英 委員 31番 小 師 正 利 委員 30番 原 勉 委員 32番目黒伸一委員 33番 山 田 佳 典 委員 35番 小 林 六 一 委員 3 4 番 藩 澤 正 委員

欠席委員 1名

14番 村 山 佐喜雄 委員

職務のため出席した事務局職員

 事務局長
 大坂純司

 事務局次長
 斎藤公明

 経営基盤係副参事
 麦倉政勝

 農地係主任
 堀江定昭

午前9時30分 開会及び開議

議長 (野﨑会長)

それでは、総会に入りたいと思います。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

欠席者は、村山佐喜雄委員が届け出ております。理由は、けがされたということでご ざいますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。15番、山ノ内正委員、19番、五十嵐俊雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

1ページをごらん願います。今月の申請は、再設定1件、1, 797㎡、所有権移転 1件、5, 971㎡であります。合計で2件、7, 768㎡であります。

- 33番から説明いたします。
- 33番は、飯田地内の農地2筆、5,971㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約60万円であります。
 - 3.4番につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

いずれも申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められ

ることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果 を報告願います。

第1調査部会長代理、藤田委員は、坂井代理の隣に着席願います。

第1調查部会長代理(28番藤田吉則委員)

おはようございます。村山部会長欠席のため、私藤田がかわって報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、7月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、 部会員と野﨑会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後12時25分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、再設定1件、所有権移転1件、合計件数2件、面積にして7,768㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問 等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

7番、阿部委員。

7番(阿部眞佐雄委員)

おはようございます。1号議案の34番の件ですけれども、これは現地の確認もされているわけですか。

議長 (野﨑会長)

藤田委員。

第1調查部会長代理(28番藤田吉則委員)

28番、藤田です。34番のことでしょうか。

7番(阿部眞佐雄委員)

はい。

第1調査部会長代理(28番藤田吉則委員)

これは書類審査です。

7番(阿部眞佐雄委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

議長 (野﨑会長)

よろしいですか。

7番(阿部眞佐雄委員)

はい。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部 会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。 4ページをごらん願います。今月の申請は、6件の申請で、1件の取り消し案件を含む、合計7万2、841、12㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの16番から順に説明をいたします。

- 16 番は、長峰地内の農地 2 筆、 23 2 ㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、 売買により取得するものであります。価格は、 10 a 当たり約 100 万円であります。
- 17番は、猪子場新田地内の農地2筆、846㎡を平成25年6月28日付で売買による所有権移転で許可を受けましたが、双方の合意による土地売買の解除があったため、許可の取り消しを申請するものです。
- 18番は、田屋地内の農地3筆、3,674㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約60万円であります。
- 19番は、上保内ほか地内の農地17筆、1万6,411.3㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。
- 20番は、東本成寺ほか地内の農地30筆、2万343.29㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。
 - 21番は、中曽根新田地内の農地27筆、3万1,334.53㎡を経営の若返りを

図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

28番、藤田委員。

第1調査部会長代理(28番藤田吉則委員)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、取り消しによるもの1件、使用貸借によるもの3件、合計件数6件、取り消しによるものを含めて、面積7万2,841.12㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま 調査部会長代理の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

6ページをごらん願います。今月の申請は、4件の申請で、合計6, 435㎡であります。

それでは、戻りまして5ページの6番から順に説明をいたします。

6番は、直江町4丁目地内の農地9筆、5,743㎡を今総会の5条申請地と一体利用として工場1棟、駐車場101台、調整池の用地として利用したいものです。一体利用の総面積は7,731㎡であります。場所につきましては、旧嵐南土地改良区跡地の

北側150m付近で、直江排水路右岸隣接地であります。都市計画の用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、三竹3丁目地内の農地1筆、201㎡を売買に取得し、隣接住宅地と一体利用として住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円であります。場所につきましては、サンファーム三条西側300m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8番は、土場地内の農地2筆、138㎡を売買に取得し、隣接住宅地と一体利用として住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、旧嵐南土地改良区跡地南東側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9番は、吉田ほか地内の農地4筆、353㎡を売買に取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、本成寺公民館東側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

28番、藤田委員。

第1調查部会長代理(28番藤田吉則委員)

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして4件、面積にして6,435㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言を願います。

発言がないようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といた します。

なお、22番、野水敏秋委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、 議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時53分 22番野水敏秋委員退席)

議長 (野﨑会長)

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。 7ページをごらん願います。今月の申請は、3件の申請で、計4,193.35㎡であります。

それでは、13番から順に説明いたします。

13番は、直江町2丁目地内の農地8筆、2,876㎡をサービスつき高齢者向け共同住宅1棟、駐車場24台、調整池の用地として利用したいものです。場所につきましては、広貞公園西側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、下須頃地内の農地1筆、935㎡を貸し駐車場42台の用地として利用したいものです。場所につきましては、上須頃簡易郵便局北側400m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

15番は、大島地内の農地3筆、382.35㎡を住宅1棟、農機具格納庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、大島地内の諏訪神社南側400m付近で、国道8号の隣接地であります。住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

28番、藤田委員。

第1調查部会長代理(28番藤田吉則委員)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして4,193.35㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言を願います。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま 調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後 に許可といたします。

(午前9時57分 22番野水敏秋委員着席)

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。 今月の申請は、10ページをごらん願います。9件の申請で、合計6,020㎡であります。

それでは、戻りまして8ページの27番から順に説明をいたします。

- 27番から29番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。
- 30番は、東新保地内の農地2筆、1,904㎡を売買により取得し、宅地分譲8区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、JR三条駅東側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。
- 31番は、直江町4丁目地内の農地4筆、1,988㎡を売買により取得し、事業計画承認申請6番の5,743㎡と合わせ、合計7,731㎡との一体利用地として工場1棟、駐車場101台、調整池2カ所の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円であります。場所につきましては、旧嵐南土地改良区跡地北側150m付近で、直江排水路右岸隣接地であります。都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。
- 32番は、直江町4丁目地内の農地1筆、208㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円であります。場所につきましては、旧斎場西側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。
 - 33番は、下坂井地内の農地2筆、197㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅

1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR東三条駅南口の南側 200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

34番は、田屋地内の農地1筆、800㎡を売買により取得し、住宅1棟、作業所、車庫1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,000円であります。場所につきましては、田屋天神社近接地で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

35番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、231㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、駐車場3台の用地として利用したいものです。場所につきましては、市道西本成寺西大崎線、赤門の入り口交差点から南西側へ100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上、9件については、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていることを申し添えます。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

28番、藤田委員。

第1調查部会長代理(28番藤田吉則委員)

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして9件、面積にして6,020㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地 基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後 に許可といたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見につ

いて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

この議案は別冊となっておりますので、別冊の議第6号の書類をごらんいただきたい というふうに思います。

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』説明いたします。

今回審議いただく案件の中に、土地改良事業完了後8年を未経過する土地はございません。

まず、三条地区について説明いたします。三条地区でお願いする案件は、重要変更2件、軽微変更1件、計3件について三条農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

三条地区の1件目について説明します。申請人は、㈱兼古製作所であります。㈱兼古製作所は、工具、家庭金物の製造及び販売を営んでおります。塚野目地内の三条金属工業団地に工場を構えておりまして、借用地の返却をしなければならないことと、既存施設が手狭になったことにより安全確保と生産性の向上を目指すため、申請地に工場、倉庫を新築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらんください。申請土地は、三 条市塚野目字大月2200番地、2,023㎡であります。当該土地は、既存工場の南 側に位置しております。

続きまして、2件目について説明いたします。申請人は、西中地内に住居を構えておりますが、長男家族との同居を検討しましたが、現在の住居では手狭であるため、申請地に分家住宅を建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(2)をごらんください。申請の土地は、 三条市西本成寺2丁目1187番地のうち360.04㎡でございます。

続きまして、3件目について説明いたします。申請人は、主に柳川新田の近隣で農業を営んでおられます。既存農舎の老朽化が著しく、加えて近年の農業機械の大型化による保管場所の不足により、申請地に農舎を建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(3)をごらんください。申請土地は、三 条市柳川新田字浦谷内770番地のうち171㎡でございます。当該土地は、自宅の南 側に位置しております。

次に、栄地区について説明いたします。栄地区でお願いする案件は、重要案件1件、 軽微変更1件、2件について農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いす るものであります。

栄地区の1件目について説明いたします。申請人は、笹岡運輸㈱であります。申請人は、主に米穀、肥料、鋼材等の運送を行う貨物自動車運送業及び倉庫業を営んでおります。猪子場新田地内に店舗を構えておりまして、顧客からの新たな要望により、300坪程度の米の保管用定温倉庫が必要となったものであります。申請地に倉庫を増設した

いものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図の(1)をごらんください。申請土地は、 三条市猪子場新田字南家付227番地、1,021㎡であります。当該土地は、既存倉 庫の南側に位置しております。

続きまして、2件目について説明いたします。申請人は、大面近隣で農業を営んでおり、既存農舎の老朽化が著しく、加えて農業機械等の増設による保管場所の不足により、申請地に農機具庫及び物置を建築したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(2)をごらんください。申請土地は、三条市大面2831番地のうち138.2㎡でございます。当該土地は、大面地区第一揚水機場の北側に位置しております。

続きまして、下田地区について説明いたします。下田地区でお願いする案件は、重要変更4件について下田農業振興地域整備計画・農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

下田地区の1件目について説明いたします。申請人は、曲谷地内に住居を構えており、 昨年12月に曲谷708番地1に農産物加工所兼直売所をオープンしたところ、当初の 予定以上の来客となり、既存の駐車場では不足し、安全確保も困難となったため、申請 地に駐車場の増設をしたいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらんください。申請土地は、三 条市曲谷字小外谷703番地、413㎡であります。当該土地は、申請者の農産物加工 所兼直売所の北側に隣接しております。

下田地区の2件目について説明いたします。申請人は、飯田地内に住居を構えております。県道の歩道設置事業により、既存の乗り入れ通路部分は買収され、のり面となってしまうため、申請地につけかえ通路を設置したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(2)をごらんください。申請土地は、三条市飯田字芹沢1332番地のうち160㎡でございます。当該土地は、申請者の自宅の北西に隣接しております。

下田地区の3件目について説明いたします。申請人は、笹岡下組の自治会の代表であり、下組自治会の公民館の駐車場が手狭となってきており、安全確保も兼ね、申請地に 駐車場を設置したいものであります。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図(3)をごらんください。申請土地は、三 条市笹岡字堤下3928番地のうち103㎡であります。当該土地は、下組自治会公民 館の東側に位置しております。

下田地区の4件目について説明いたします。申請人は、薬王寺であります。申請人は、 北五百川地内にあるお寺であり、檀家の高齢化による墓地の位置の変更や、今後檀家の 増加が考えられることから、墓地増設及び駐車場、駐輪場及び貯水池、ごみ集積場所を 設置したいものであります。

変更箇所については、変更箇所位置図(4)をごらんください。申請土地は、三条市 北五百川字岡田215番地3ほか15筆、合計3,453.91㎡でございます。当該 土地は、薬王寺周辺に位置しております。

以上、9件であります。ご審議の上、意見決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

28番、藤田委員。

第1調查部会長代理(28番藤田吉則委員)

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区3件で、面積は2,554.04㎡、栄地区2件で、面積は1,159.2㎡、下田地区4件で、面積は4,129.91㎡、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

はい。

17番 (廣川哲也委員)

17番、廣川です。私の勉強不足になろうかと思うのですが、どのときにこのような 手続が必要なのかお聞かせいただきたいのですが。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (大坂事務局長)

現在申請されている土地につきましては農振地域というものに指定されている地域でございます。その農振地域の中で農業振興についての計画がございます。その計画の地域からこの申請地を外すことによって開発が進むという形になろうかと思います。農振農用地域から外すことによって農地以外の地目に変更できるということでございます。その後に農地法の4条、5条の申請が必要になってくることをご理解いただきたいと思います。

議長 (野﨑会長)

廣川委員。

17番 (廣川哲也委員)

この計画は、どなたが立てられるのでしょうか。

事務局 (大坂事務局長)

三条市長が計画するものであります。農林課が担当しております。

議長 (野﨑会長)

廣川委員。

17番 (廣川哲也委員)

それを変更するのに農業委員会が要するに意見を出して、三条市長が決めるというような流れになるのですか。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (大坂事務局長)

まず、農林課に農振除外という計画変更の申請をされまして、三条市長は農業委員会 に意見を求めるという手続でございます。その意見によって判断されるということでご ざいますので、ご理解願いたいと思います。

17番(廣川哲也委員)

はい、ありがとうございました。

議長 (野﨑会長)

ほかにございませんか。

ないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部 会長代理の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長藤田委員、大変ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第7号『三条市環境審議会委員の推薦について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第7号『三条市環境審議会委員の推薦について』説明いたします。

議第7号の参考依頼文書のとおり、三条市長から1名の推薦依頼がございました。これは、三条市において平成17年5月に三条市環境基本条例を制定し、環境基本法の規定に基づき設置された審議会でございます。

審議する事項としては、地域環境総合計画の策定及び変更に関する事項と環境の保全 及び創造に関する重要事項を審査及び審議するものであります。

会議は、年2回程度予定し、委員は15名以内で組織し、市長が委嘱するものであります。任期は2年であります。

なお、第1回審議会は8月に予定されております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

お諮りをしたいと思います。委員の推薦について、私にご一任いただけるかお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

異議なしということですので、三条市環境審議会委員は、現在本審議会委員を務めていられる野水敏秋委員に引き続きお願いしたいと思います。野水敏秋委員引き続きよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第8号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第8号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』説明いたします。 議第8号、参考の依頼文書のとおり、三条市長から旧三条、栄、下田より各1名の推 薦がありました。これは、三条市において平成17年5月に三条市農政対策協議会条例 を制定したことに伴い、設置された協議会であります。

協議する事項としては、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法等に基づくことを調査、協議することであります。

会議は、毎年年度末に予定しております。委員は30名以内で組織し、市長が委嘱するものであります。任期は2年であります。

以上で説明終わります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

お諮りしたいと思います。委員の推薦について、私にご一任いただけるかお諮りした いと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

異議なしとのことですので、三条市農政対策協議会委員は、現在本協議会委員を務めている坂井和弘委員、村山佐喜雄委員、そして私野﨑文夫に引き続きお願いしたいと思います。私を含め、坂井和弘委員、村山佐喜雄委員に引き続きよろしくお願い申し上げます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第9号『三条市農業再生協議会等委員の推薦について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

三条市農業再生協議会等委員の推薦について説明いたします。

議第9号の参考依頼文書のとおり、農林課から3名の推薦依頼がありました。これは、 三条市において平成23年6月に三条市農業再生協議会規約を制定したことに伴い、設 置された協議会であります。

協議する事項としては、所得補償交付金の推進、集落営農の法人化支援の実施、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用等に関するものであります。

任期は2年であります。会議は、年2回程度予定しておりますが、第1回協議会は来年2月に予定されております。

以上でございます。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

お諮りしたいと思います。委員推薦について、私にご一任いただけるかお諮りしたい と思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

異議なしとのことですので、三条市農業再生協議会等委員は、現在本協議会委員を務めている坂井和弘委員、村山佐喜雄委員、私野﨑文夫に引き続きお願いいたします。私を含め、坂井和弘委員、村山佐喜雄委員、引き続きよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略を いたします。

議長 (野﨑会長)

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』部会長より報告願います。 農政対策部会長、坂井会長代理の隣に着席願います。

22番、野水委員、報告願います。

農政対策部会長(22番野水敏秋委員)

皆さん、本当にご苦労さまです。農政対策部会の報告を行います。

農政対策部会は、6月総会で農地パトロールと作況調査について付託を受けました。 そこで、7月19日、市役所第2庁舎第2集会室で、1名の欠席を除き、午後2時、農 政対策部会を開会いたしました。

農地パトロールにつきましては、本日午後1時より3地区に分けて実施いたします。 2人1組で軽トラックで回ります。残りは、10月31日に実施します。軽トラックは、 市の借り上げで、保険とガソリンを使っただけの支給となります。遅くとも4時には3 地区の検討場所に戻り、報告、検討を願います。 次に、8月30日の作況調査について、三条地区4カ所、途中、桃畑を見ます。下田地区2カ所、下田の農産物直売所、栄地区2カ所を見て、調査検討会を行い、詳しい時間等は事務局と農対の正副に一任願います。

作況調査の圃場は内諾を得ており、8月12日までにJAの栽培履歴の写しを事務局に提出していただきます。農林課長と振興事務所の堀さんより同行の予定です。

最後に、農地の賃借料情報と農作業標準料金について、賃借料情報と農作業標準料金 は総会後に広報誌ひまわりに記載します。広報委員会も了承済みです。

以上、農政対策部会の報告を終わります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、今の報告の中で皆さんご質問がございましたらお願いしたいと思います。 ないようですので、農政対策部会の結果報告について終わりたいと思います。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

それでは、報第3号から報第5号まで続けて事務局より報告願います。

事務局 (大坂事務局長)

(別添報告書により説明)

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、発言いただきたいと思います。 ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会、4番、村井委員、お願いいたします。

第3調査部会長(4番村井善一郎委員)

来月は、第3調査部会の当番でございます。8月26日午前9時から厚生会館第2集 会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。 以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時30分 閉会

三条市農業委員会会長 議事録署名委員(15番)

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

議事録署名委員(19番)